

■ よくある質問（申請関係）

Q1. 「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」で申請するには大阪府の登録が要件となっていますが、現在登録出来ていません。どうすればよいですか。

A1. 「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」とも、公社が定める日までに、大阪府入札参加資格者名簿に登録があることが必要です。（大阪府の登録がない場合は、申請書はお返します。）
「その他」（浄化槽清掃及び管理、貯水槽清掃）の業種の方は、大阪府の登録は必要ありません。

Q2. 申請書の各項目はどの時点を基準に記入すればよいですか。

A2. 申請書は、作成日を基準にして記入してください。技術者数等が経営規模等評価結果通知書等と数が違っていても、作成時点での数を記入してください。

Q3. 申請登録は15業種※8業務の中から1つだけしかできないのですか。

A3. そのとおりです。本申請登録については、あくまで一者につき一業種（業務）とします。
複数の登録は認められません。

※15業種のうち解体工事については、平成28年6月1日に建設業法の一部を改正する法律が施行され、建設業許可に係る業種区分に解体工事業が新設されたことに伴い、建設工事入札参加資格登録の業種に「解体工事」を追加しました。（H29・30年度定期更新の受付より追加しております）

Q4. 建設業の許可の証明は通知書、証明書のどちらでもよろしいですか。

A4. はい。登録の期間が有効であれば、どちらでも構いません。
申請内容が通知書で確認できない場合は、証明書を提出してください。

Q5. 建設業の許可年度がわからないのですが。

A5. 許可通知書内の 許可(特-〇〇)第△△△△△△号 又は 許可(般-〇〇)第△△△△△△号の〇〇の部分の部分が年度です。（分からなければ未記入でも構いません。）

Q6. 申請区分の「測量・建設コンサルタント等」、または「その他」で個人が申請する場合、商業登記簿がありません。どうすればよいですか。

A6. 個人の方は、商業登記簿がありませんので、提出の必要はありません。
印鑑証明等の個人の証明も不要です。(※ただし、落札時には提出していただくこととなります。)

Q7. 本店で登録したいのですが、委任状の記入は必要ですか。

A7. 本店登録の場合、委任状の記入は必要ありません。

Q8. 支店(営業所等)で申請したいのですが、記入はどうすればよいですか。

A8. 入札参加資格申請書の〔登録する名称等〕に登録したい支店(営業所等)の内容(商号又は名称・代表者名・所在地・電話番号・FAX番号・大阪府における業者番号・メールアドレス)を記入してください。ただし、大阪府の入札参加資格登録と同じ支店(営業所等)の内容を記入して申請してください。申請者(本店)の欄は、本店(本社)の内容を記入して実印を押してください。
また、申請書内の(本店から支店等への)委任状に必ず記入・押印してください。
ただし、申請された支店(営業所等)の実態等が確認出来ない場合は、競争入札等で落札予定者となっても契約を締結できません。

Q9. 商業登記簿上と許可証明書(又は各種登録証)上の所在地が違うのですが、どうすればよいですか。

A9. 申請書に記入していただく所在地は、商業登記簿上ではなく許可証明書(又は各種登録証)上の所在地としてください。(本店から支店等へ委任の場合は除く。)なお、その場合は、あわせて商業登記簿謄本等、確認できる書類を提出してください。

Q10. 工事・業務経歴には、官公庁発注分以外でも記入してよろしいですか。

A10. 過去2年間の元請分であれば、民間発注分であっても記入していただいて結構です。
過去2年間とは、登録申請開始月から遡って過去2年を基準としてください。
(施工中、履行中を含みます。)

Q11. 技術関係資格取得者数・指定建設業監理技術者資格者証取得者数を記入する場合の範囲を教えてください。

A11. 当会社に登録される本店又は支店等に所属する人数を記入してください。

Q12. 技術者名簿に記入する技術者の基準を教えてください。

A12. 当会社に登録される本店又は支店等に所属する技術者（資格の有無を問いません。）を記入してください。

多数の場合は登録希望業種に関係のある技術者のみの記入でも構いません。

Q13. 記入間違いした場合、訂正はどのようにすればよいですか。

A13. 修正液等による訂正又は二重線で抹消後訂正してください。（訂正印は任意とします。）

Q14. 実印や使用印の押印に失敗しましたがどうすればよいですか。

A14. 印影が汚れたり不鮮明なものは二重線で消して、その付近に鮮明に押印してください。

なお、実印・使用印の押印間違いに注意してください。

Q15. 実印と使用印が同一の場合も、使用印鑑届等に押印するのですか。

A15. 同一であっても必要箇所にそれぞれ押印してください。

Q16. 受領票(返信用はがき)の宛先を申請書に記載した登録者とは異なる者(行政書士等)にしてもよいですか。

A16. 申請書に記載の登録者以外の宛先でも構いません。

ただし、裏面(受領票)は、登録先を記入してください。

Q17. 登録通知書の送付先を申請書に記載した登録者とは異なる者(行政書士等)にできませんか。

A17. そのようなお取り扱いはしておりません。

登録通知書は、申請書の「登録する名称等」に記載の所在地・商号あてに郵送させていただきます。

Q18. 今回の登録更新に伴い、電子入札の利用者登録を再度やり直す必要がありますか。

A18. 必要ありません。